住所　愛知県豊橋市花中町140番地
朴政美　昭和42年7月9日生
住所　名古屋市名東区亀の井2丁目230番地
成明照　昭和33年2月17日生
金美文　昭和30年5月2日生
成瀬辰　平成2年10月12日生
住所　相模原市南区東林間6丁目16番9号
成麗我　昭和63年2月23日生
住所　名古屋市守山区笹ヶ根1丁目1106番地
高由侖子　昭和29年8月16日生

○財務省・農林水産省告示第十号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十六日

財務大臣　菅　**直**人
農林水産大臣　赤松　広隆

一中「年一分七厘」を「年一分六厘」に、「年一分八厘五毛」を「年一分七厘五毛」に、「年二分八厘五毛」を「年二分七厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年七厘五毛
八年を超え九年以下	年八厘五毛
九年を超え十年以下	年九厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五毛
十一年を超え十二年以下	年一分一厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分二厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分三厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分四厘五毛
十六年を超え十七年以下	年一分五厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分六厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年七厘五毛
八年を超え九年以下	年八厘五毛
九年を超え十年以下	年九厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分五毛
十一年を超え十二年以下	年一分一厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分二厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分三厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分四厘五毛
十六年を超え十七年以下	年一分五厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分六厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十一号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十六日

財務大臣　菅　**直**人
農林水産大臣　赤松　広隆

「年二・九五パーセント」を「年二・八五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十二号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十六日

財務大臣　菅　**直**人
農林水産大臣　赤松　広隆

「年二・九五パーセント」を「年二・八五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百十一号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

「年一分七厘」を「年一分六厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百十二号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

「年一分七厘」を「年一分六厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第百二十号

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年経済産業省令第七号）の施行に伴い、及び経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）第二十条第一項及び第二項第三号並びに第二十条の二の規定に基づき、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第二十条第一項の届出等及び同令第二十条の二の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準並びに同令第二十条第二項第三号の電子証明書等に関する告示を次のように定め、平成二十三年四月一日から施行する。

なお、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第二十条第一項の届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準及び同令第二十条第二項第三号の電子証明書等に関する告示（平成二十二年経済産業省告示第七十二号）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年五月二十六日

経済産業大臣　直嶋　正行

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第二十条第一項の届出等及び同令第二十条の二の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準並びに同令第二十条第二項第三号の電子証明書等に関する告示

第一条　経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号。以下「規則」という。）第二十条第一項に規定する届出等（以下単に「届出等」という。）及び規則第二十条の二の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものとする。

一　経済産業大臣が交付するソフトウェア又は経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能

二　インターネットを利用して経済産業大臣の使用に係る電子計算機と通信できる機能